

胃がん検診Q & A

【対象者】

Q 1 (住所)	16
Q 2 (他の検査制度・健康保険との関係)	16
Q 3 (職場の検診で、胃内視鏡検査がない場合)	16
Q 4 (奇数歳受診の特例取扱)	17
Q 5 (69歳の方の取扱)	17

【受診者負担額の免除】

Q 6 (免除証明書が後日提示された場合の取扱)	17
Q 7 (市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、 介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の取扱)	18
Q 8 (他の非課税世帯の証明書の取扱)	18
Q 9 (非課税世帯等のピロリ菌検査費用等について)	19
Q10 (生活保護受給者のピロリ菌検査費用等について)	19

【検査内容等】

Q11 (二重読影の取り扱い)	19
Q12 (引き続き精密検査や医療を実施する場合の取扱)	20
Q13 (自動洗浄消毒器の取扱)	21
Q14 (胃がんが疑われる場合のピロリ菌検査の実施について)	21

【検査料等の請求・支払】

Q15 (ピロリ菌検査の報告及び請求について)	21
Q16 (精検結果連絡・精検結果連絡費請求の回数)	21
Q17 (月遅れ分の請求等)	22
Q18 (検診料の振込時期)	22
Q19 (検査料等の消費税の取扱)	22

【 対 象 者 】

Q1 (住所)

札幌市内に居住しているが、住民票が他の市町村にある場合は、対象者になるのか。その場合の現住所の証明はどうするのか。

- A 札幌市のがん検診の住所要件は「札幌市内に居住地を有する方」であるため、住民票が他市町村にあっても、札幌市内に居住している方は対象としている。
- その場合で、免許証やマイナンバーカード、資格確認書、健康保険証などの公的書類により、現住所を確認できないときは、可能な限り公共料金の領収書などにより現住所の確認をすること。
- なお、以下の点に注意のこと。
- ① 施設等に長期入所していて、住民票が他市町村の自宅にある場合は、当該施設等の担当者に確認したうえで、施設の住所を現住所として取り扱い、検査の対象者とする。
 - ② いずれの方法によっても現住所の確認が困難な場合は、必ず受診者本人に検診票兼請求明細書の住所欄に現住所を記載させること（やむを得ないと認められる場合に限り、証明書類の提示を省略できることとする。）。
 - ③ 勤務地が札幌市で居住地が他市町村の場合や旅行者など短期滞在の場合は、札幌市のがん検診の対象とはならない。このような方が来院された場合は、居住している市町村で実施している検診を受診するよう教示すること。

Q2 (他の検査制度・健康保険との関係)

勤務先でがん検診の制度がある場合は、この検診の対象者となるのか。

- A 札幌市がん検診の対象者は、「職場等で受診する機会のない方」としているため、他に受診機会がある方は対象とはならない。
- 加入している健康保険の種別は問わないが、公務員の共済組合や大企業の健康保険などでは、本人及び家族向けの「がん検診」制度を設けている場合が多いため、窓口で確認すること。
- なお、勤務先等で検査制度があっても、受診機会を逃した場合、抽選で漏れた場合等やむを得ない事情がある場合は対象者として行うことができる。

Q3 (職場の検診で、胃内視鏡検査がない場合)

職場の検診で胃がん検診（バリウム検査）はあるが、胃内視鏡検査は無い。この場合、職場の胃がん検診（バリウム検査）を受診せずに、札幌市の胃がん検診（胃内視鏡検査）を受診することはできるか？

- A 検診方法の別（バリウム・内視鏡）に関わらず、職場で胃がん検診を受ける機会があるのであれば、札幌市の胃がん検診の対象とすることはできない。

Q4 (奇数歳受診の特例取扱)

奇数歳受診の特例はどのように取り扱うのか。

- A** 直近の偶数歳時に札幌市胃がん検診を受診していない奇数歳の者も対象とする。

例：受診日当日に51歳の場合

- ①50歳の時に受診している場合

51歳では対象とすることはできない。52歳になってから対象となる。

- ②50歳の時に受診していない場合

51歳で対象とすることができる。52歳になった際も対象とすることができる。

52歳で受診した場合、53歳では対象とすることはできない。

※受診者には、国は「胃がん検診の受診間隔は、毎年ではなく2年に1回が望ましい」としていることを伝える。

Q5 (69歳の方の取扱)

69歳の方は受診者負担額がかかるのか。

- A** 受診者負担額を徴収すること（非課税世帯等は免除）
年齢要件による免除規定はあくまで「70歳以上」としている。非課税世帯や生活保護世帯に属していれば、その規定により免除となる。

【 受診者負担額の免除 】

Q6 (免除証明書が後日提示された場合の取扱)

検査受診日当日に受診者負担額免除の証明書類の提示がなく、後日に提示された場合はどのように取り扱えばよいか。

- A** 受診者負担額免除の証明は、検査日当日に提示することとしており、原則として後日提示による受診者負担額の払い戻しは認めていない。

しかしながら、当日に証明書類の持参を忘れたというような事情がある場合は、いったん受診者負担額を支払ってもらい、後日、免除書類の提示があり次第、払い戻しをしても構わないこととする。

ただし、受診者負担額は医療機関の収入であるため、札幌市から受診者又は医療機関に対し受診者負担額相当分を払い戻すことはできない。

Q7 (市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の取扱)

市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書には有効期限はあるのか。
また、課税基準日前には他市町村に居住していて、札幌市から課税証明書等が取得できない場合の取扱は？

A ① 市・道民税が非課税であることが確認できる書類及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書の有効期限

課税証明書は、前年所得額をベースに1月1日付で課税額が決定され、毎年、5月頃に最新の情報に更新されるものである。また、介護保険料納入通知書は6月頃に当該年度のものが送付される。

新旧証明書の更新時期である4月～6月については、医療機関窓口での混乱を避けるため、新旧両方の証明書を有効のものとして取り扱うこととする。

・令和7年6月まで：令和6年度及び令和7年度の課税証明書及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書が有効

・令和7年7月以降：令和7年度の課税証明書及び介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収(決定・変更・停止)通知書が有効

上記の要件を満たしていれば、発行日は問わないこととする。

② 札幌市から課税証明書等が発行されない場合の取扱

課税証明書等は1月1日付で届住していた市町村から発行されるため、その後札幌市に転居してきた場合などは札幌市から課税証明書等が発行されないことになる。この場合は、他市町村発行の課税証明書等により受診者負担額の免除を証明できるものとして取り扱うこととする。なお、有効期限の考え方は①と同様である。

他市町村の課税証明書等の取り寄せ方法について受診者から質問があった場合は、転居前の市町村に問い合わせるよう教示すること。

なお、海外居留等で市・道民税が非課税であることが確認できる書類が発行できない方については、非課税として取り扱われないため、免除対象者には当たらない。

Q8 (他の非課税世帯の証明書の取扱)

「自己負担額0円の札幌市国保の特定健診受診券」や「限度額適用標準負担額認定書」は非課税世帯の証明書にならないのか。

A 札幌市国保における非課税世帯と札幌市がん検診における非課税世帯は要件が異なるため、証明書類にはならない。

Q9 (非課税世帯等のピロリ菌検査費用等について)

非課税世帯等検診費用免除対象の方も、ピロリ菌検査費用は通常の保険診療の費用がかかるか？

- A 自己負担（保険診療）となる。非課税世帯等（生活保護受給者除く）の場合、生検及び（内視鏡検査によりピロリ菌感染の疑いがあった場合の）ピロリ菌検査及びピロリ菌除菌については、保険診療となるため、自己負担が発生する。

Q10 (生活保護受給者のピロリ菌検査費用等について)

生活保護受給世帯の方については、内視鏡検査時にピロリ菌感染疑いの胃炎があった場合、検査の費用については生活保護法による医療扶助の対応となるか。

- A 生活保護受給者の方の場合、生検及び（内視鏡検査によりピロリ菌感染の疑いがあった場合の）ピロリ菌検査・ピロリ菌除菌については、保険診療となる。通常は保険診療分については、生活保護法による医療扶助の対象になる。
なお、内視鏡検査でピロリ菌による胃炎等の所見がない場合で、ピロリ菌検査やピロリ菌除菌を実施する場合は、保険診療の対象にはならないため、自由診療（全額自己負担）となる。

【検査内容等】

Q11 (二重読影の取り扱い)

（内視鏡検査について）読影医師が1名しか確保できない場合は、どのように取り扱えばよいか。

- A 同一医療機関で読影医師が1名しか確保できない場合は、二次読影を他の医療機関に依頼するなどして、必ず二重読影を行う必要がある。

Q12 (引き続き精密検査や医療を実施する場合の取扱い)

胃部エックス線検査または胃内視鏡検査に引き続いて、精密検査や医療を実施する場合は、どのように取り扱えばよろしいか。

A 【胃部エックス線の場合】

① 検査日当日に胃内視鏡検査等の追加検査を実施する場合

医療保険又は自由診療により対応すること。なお、検査実施前に、受診者に対し、追加検査が必要であること、検査費が別途発生することを必ず説明し、同意を得ること。

② 検査後、引き続き医療を実施する場合

医療保険により対応すること。

③ 診療報酬上の初診料、再診料の取扱い

- ・検査当日に引き続き検査・医療を実施：初診料は算定できない。
- ・後日に検査・医療を実施：再診料が算定できる。

【胃内視鏡検査の場合】

① 検査日当日に生検等の追加検査を実施する場合

医療保険又は自由診療により対応すること。なお、検査実施前に、受診者に対し、胃内視鏡検査の場合は生検等の追加検査が必要な場合があること、その場合検査費が別途発生することを必ず説明し、同意書などで同意を得ること。

② 検査後、引き続き医療を実施する場合

医療保険により対応すること。

③ 診療報酬上の初診料、再診料の取扱い

- ・検査当日に引き続き検査・医療を実施：初診料は算定できない。
- ・後日に検査・医療を実施：再診料が算定できる。

④ ピロリ菌検査等を実施する場合

札幌市では、胃内視鏡検査時にピロリ菌感染疑いのある胃炎が見られた場合、ピロリ菌検査の受診及びピロリ菌除菌を推奨している。内視鏡受診時にピロリ菌感染疑いのある胃炎の所見がある場合、ピロリ菌検査の希望の有無等を確認するなどし、必要に応じて保険診療によるピロリ菌検査・除菌の追加実施を行うよう努めるものとする（ピロリ菌検査・除菌の実施については、胃内視鏡検査実施日でなく後日でも可）。

なお、その場合は①のように検査費が別途発生することについて同意を得るものとする。また、ピロリ菌感染疑いのある胃炎の所見がない場合は、保険診療によるピロリ菌検査等は実施できないことに留意する。

※保険診療については、北海道厚生局にご相談願います。

Q13 (自動洗浄消毒器の取扱)

(胃内視鏡検査の場合) 内視鏡検査機器の洗浄について、機能水による洗浄は可能か。

- A 原則高水準消毒薬を使用する自動洗浄消毒器にて洗浄するものとする。ただし、機能水についても、財団法人機能水研究振興財団発行「機能水による消化器内視鏡洗浄消毒器の使用の手引き」などを参照の上、各施設の責任において適正かつ慎重に使用する場合において、使用を認めることとする。

Q14 (胃がんが疑われる場合のピロリ菌検査の実施について)

(胃内視鏡検査の場合) 検査の結果、強く胃がん病変が疑われる所見がある場合にも、保険診療によるピロリ菌検査の推奨は必要か。

- A 精密検査（生検等）の実施を優先してください。

【検査料等の請求・支払】

Q15 (ピロリ菌検査の報告及び請求について)

一次検診で胃バリウム検査を受けた後、要精密検査と判定され、精密検査実施医療機関で胃内視鏡検査を受けた際にピロリ菌が発見され、除菌治療した。その場合のピロリ菌検査・除菌結果連絡票（様式5）の取扱及び請求はどのようにすべきか。

- A 精密検査実施医療機関が、様式5を記載のうえ一次検診実施医療機関あて送付する。また、精検結果連絡票（様式4）と同様に一次検診実施医療機関より様式5と請求書をあわせて札幌市へ提出すれば、報告料である550円を支払うものとする。

Q16 (精検結果連絡・精検結果連絡費請求の回数)

経過観察の必要等の理由により、1回のがん検診（一次検診）に対応する精密検査を複数回にわたって行った場合、それぞれの精密検査について、精検結果連絡票（様式4）の提出と、精検結果連絡費請求書（様式3）の計上が必要になるか。

- A 1回のがん検診（一次検診）に対応する精密検査に係る精検結果連絡票（様式4）による報告と精検結果連絡費請求書（様式3）の計上は、原則として初回の精密検査の分のみを行うこととする。

Q17 (月遅れ分の請求等)

事務処理上の都合で請求漏れが発生した場合、どのように請求すればいいのか。

A ①月遅れ請求分が同年度内のものである場合

月遅れ請求分は、提出期限内の請求書と合算して請求書を作成し、月遅れの請求月を追記すること。なお、原則として年度内に請求すること。

例えば、2025 年 6 月分を請求する際に、4 月分と 5 月分の請求漏れを併せて請求する場合は、6 月分の請求書の「2025 年 6 月分」の記載に続けて 4 月分、5 月分と追記し、6 月分のほか 4 月分、5 月分の請求漏れの受診者数・金額を合算して記載することになる。

②月遅れ請求分が前年度以前のものである場合

やむを得ず請求する場合は年度ごとに請求書を作成すること。なお、同年度内で複数月分の請求をする場合は、上記①のとおり年度内で合算して請求すること。なお、年度により検診料金が異なる場合があるため、それぞれの年度の請求書様式を使用すること。

Q18 (検診料の振込時期)

札幌市に請求する検査料（委託料）は、どれぐらいで指定の口座に入金されるのか。

A 各医療機関から請求を受けた検査料については、札幌市で確認、審査、データ処理を行い、適正と認められてから 30 日以内に指定の口座に振り込むこととしている。

この確認、審査、データ処理には概ね 1 か月程度時間を要するものであるため、これまでの状況を踏まえ、概ね下表の日程により支払を行う予定であるが、請求書の記載に誤り等があり、差し替えを行わなければならないような事情が発生した場合などは、支払が予定より遅延することがある。

検診月	提出期限	支払予定日	検診月	提出期限	支払予定日
4 月分	5 月 15 日	7 月末まで	10 月分	11 月 17 日	1 月末まで
5 月分	6 月 16 日	8 月末まで	11 月分	12 月 15 日	2 月末まで
6 月分	7 月 15 日	9 月末まで	12 月分	1 月 15 日	3 月末まで
7 月分	8 月 15 日	10 月末まで	1 月分	2 月 16 日	4 月末まで
8 月分	9 月 16 日	11 月末まで	2 月分	3 月 16 日	5 月末まで
9 月分	10 月 15 日	12 月末まで	3 月分	4 月 10 日	5 月末まで

※上表の提出期限は、請求書等の提出期限であり、3 月分の提出期限を除き多少の遅延は可とする。(月遅れ等の処理など詳細については、Q17を参照)

Q19 (検査料等の消費税の取扱)

検査料（委託料）と受診者負担額には消費税が含まれているのか。

A 札幌市から医療機関に対して支払う検査料（委託料）、受診者負担額ともに消費税込み（内税）の額である。